

碧南市広告付きモニター設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市広告付きモニター（以下「広告付きモニター」という。）設置について、碧南市広告掲載実施規程（平成21年碧南市訓令第12号。以下「実施規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において広告付きモニターとは、民間企業等の広告をする目的で、碧南市役所庁舎内に設置する映像機器（液晶ディスプレイ等）をいう。

(広告の内容)

第3条 広告付きモニターにより放映する広告は、実施規程第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもので次に掲げるもの

ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもの

イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの

ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は引き合いにしたもの

エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるもの

オ 表現が誇大で事実と異なるもの

カ 広告内容が市役所来庁者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

(2) 市役所業務の遂行に支障を及ぼすもの

(3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(4) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告

(5) 差別を助長するおそれのあるもの

(6) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

(広告主)

第4条 広告付きモニターにより放映する広告は、原則として市内に活動拠点を持つ法人又はその他市長が認めるものとする。

(設置場所)

第5条 広告付きモニターは、碧南市役所庁舎内のうち市長が指定する場所に設置するも

のとし、設置及び撤去に伴う費用はすべて広告付きモニター設置者が負担するものとする。

(設置期間)

第6条 広告付きモニターの設置期間は、5年間とする。ただし、市長は広告付きモニター設置者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(広告付きモニター設置者の募集方法)

第7条 市長は、広告付きモニター設置者の募集を市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び広告付きモニター設置者の選定基準その他募集について必要な事項について募集要項を定める。

(広告付きモニター設置の申込み)

第8条 広告付きモニターを設置しようとする者は、前条第2項において定める募集要項に基づき、碧南市広告付きモニター設置申込書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告付きモニター設置者の審査)

第9条 市長は、提出された書類等に基づき、広告付きモニターの設置の実現性、業務実績、信頼性、その他の条件（行政財産賃貸借料の提案額）等を総合的に評価するものとする。

2 市長は、広告付きモニター設置者を決定したときは、広告付きモニター設置者と行政財産賃貸借契約書を締結するものとする。

(広告の募集及び掲載の決定)

第10条 広告付きモニター設置者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 広告付きモニター設置者は、広告主及び広告内容について、事前に碧南市広告付きモニター広告掲載申込書を市長に提出し、審査を受けなければならない。

3 前項の申込みがあった場合は、碧南市広告審査会により広告掲載の可否を決定して、広告付きモニター設置者に碧南市広告付きモニター広告掲載決定通知書により通知するものとする。

(広告付きモニターの広告の審査)

第11条 碧南市広告審査会は、広告付きモニターの広告内容等の審査を行い、その審査

結果により広告の内容の変更等を行うことができる。

(広告付きモニター設置者の責務)

第12条 広告付きモニター設置者は、広告に対する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 広告付きモニターの設置後に、広告主又は広告内容について、実施規程及びこの要領の規定により広告を募集することに支障が生じたときは、広告付きモニター設置者は、速やかに市長にその旨を通知し、当該広告の削除等必要な措置を取らなければならない。

3 広告付きモニター設置者は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、募集要項に定める提案条件及び広告付きモニターの規格等を満たしたものを設置しなければならない。

4 広告付きモニター設置者及び広告主に前3項による損害が生じても、市は責任を負わないものとする。

5 メンテナンス、破損、転倒等の事故時対応、損害賠償等一切の保有管理に関しては広告付きモニター設置者の責任及び負担において処理するものとする。

(中止)

第13条 市長は、当該広告付きモニターの広告の内容が不適当と認めるときは、広告付きモニターの設置を中止することができる。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告付きモニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月31日から施行する。